

土壤汚染対策法に基づく規制等について

○土壤汚染対策法の仕組み

◎土壤汚染状況調査

☆有害物質使用特定施設の使用の廃止時（法第3条）

- ・水質汚濁防止法の有害物質使用特定施設で有害物質が使用されなくなった場合、土地所有者等は土壤の調査を実施する必要があります。ただし、その利用方法からみて人の健康被害が生ずるおそれがなく、県（政令市^注）に確認を受けた土地は、その状態が継続する限り調査が猶予されます。

☆土壤汚染のおそれがある土地の形質の変更時（①法第3条第7項、②法第4条）

①県（政令市）の確認を受けた土地において、900㎡以上の土地の形質の変更をしようとする者は、あらかじめ届出をし、届出を受けた県（政令市）は、土壤の調査を命令することとされています。

②一定規模^{*}以上の土地（①の土地を除く。）の形質の変更をしようとする者は、変更に着手する日の30日前までに、県（政令市）に届出をし、届出を受けた県（政令市）は、届出された土地に土壤汚染のおそれがある場合には、土地所有者等に土壤の調査を命令することができます。

※現に有害物質使用特定施設が設置されている工場等の敷地は900㎡、その他の土地等は3,000㎡

- 土地所有者等の全員の同意を得て、指定調査機関による土壤の調査を行い、②の届出に併せて、その結果を提出することもできます。



☆土壤汚染により健康被害が生ずるおそれがあると県（政令市）が認める時（法第5条）

☆指定の申請（法第14条）

- ・土地所有者等は、法に準じた自主的な調査により土壤汚染が判明した場合は、県（政令市）に指定を申請することができます。

調査・報告

※土地所有者等（所有者、管理者又は占有者）が指定調査機関（環境大臣等指定）に依頼して実施

申請

土壤の汚染状態が濃度基準に適合

する → (規制対象外)

しない

健康被害が生ずるおそれの有無

あり

なし

◎区域の指定・管理

要措置区域（法第6条）

形質変更時要届出区域（法第11条）

※県（政令市）が指定・告示（法第6条、第11条）するとともに、台帳に記載して公衆に閲覧（法第15条）

【汚染除去等計画の提出等】（法第7条）

- ・県（政令市）は、汚染原因者又は土地所有者等に対し汚染の除去等計画の作成・提出を指示します。
- ・指示を受けた者は計画を作成し、計画に基づき汚染除去等の措置を講じます。

【土地の形質の変更の禁止】（法第9条）

- ・計画に基づく汚染除去等の措置として行う行為等を除き、土地の形質の変更はできません。

【土地の形質の変更の届出】（法第12条）

- ・土地の形質の変更をしようとする者は、変更に着手する日の14日前まで^{*}に、県（政令市）に届出をする必要があります。
 - ・届出の内容が適切でないときは、県（政令市）は計画の変更を命令することができます。
- ※県（政令市）に施行管理の方針の確認を受けた特定の区域においては1年ごとの事後報告にかえることができます。

土壤汚染の除去が行われた場合には、区域の指定を解除・公示（法第6条、第11条）

注：山口県では、下関市においては当該市が土壤汚染対策法を所管しています。（法第64条）

◎汚染土壌の搬出、処理等の規制（要措置区域及び形質変更時要届出区域の汚染土壌に限る。）

＜搬出時の規制＞

【汚染土壌の搬出時の届出】（法第16条）

- 汚染土壌の搬出者は、搬出に着手する日の14日前までに、県（政令市）に届出をする必要があります。
- 届出の内容が適切でないときは、県（政令市）は計画の変更を命令することができます。

【汚染土壌の処理の委託】

- 汚染土壌の搬出者は、汚染土壌処理業の許可を受けた業者（汚染土壌処理業者）に処理を委託する必要があります。（法第18条）
- 汚染土壌処理業者に処理を委託しなかった場合、県（政令市）は必要な措置を命令することができます。（法第19条）

＜搬出・運搬・処理時＞

【管理票】

- 運搬・処理の委託者及び受託者は、汚染土壌に係る管理票を交付・保存等する必要があります。（法第20条）
- 虚偽の管理票の交付等ではできません。（法第21条）

＜運搬時の規制＞

【運搬に関する基準】

- 汚染土壌の運搬者は、汚染土壌の運搬に関する基準（運搬基準）に従い運搬する必要があります。（法第17条）
- 運搬基準に違反して汚染土壌を運搬した場合、県（政令市）は必要な措置を命令することができます。（法第19条）



＜処理時の規制＞

【汚染土壌処理業】（法第22条）

- 汚染土壌の処理を業として行おうとする者は、汚染土壌の処理の事業の用に供する施設（汚染土壌処理施設）ごとに、県（政令市）の許可を受ける必要があります。

～汚染土壌処理施設の種類～

- 浄化等処理施設：汚染土壌の浄化、溶融、不溶化を行うための施設
- セメント製造施設：汚染土壌を原材料として利用し、セメントを製造するための施設
- 埋立処理施設：汚染土壌の埋立てを行うための施設
- 分別等処理施設：汚染土壌から岩石、ソリトクすその他の物を分別し、又は汚染土壌の含水率を調整するための施設
- 自然由来等土壌利用施設：自然由来等土壌構造物利用施設及び自然由来等土壌海面埋立施設



- 汚染土壌処理業者は、汚染土壌の処理に関する基準（処理基準）に従い、汚染土壌を処理する必要があります。

【改善命令】（法第24条）

- 汚染土壌処理業者により処理基準に適合しない汚染土壌の処理が行われたときは、県（政令市）は必要な措置を命令することができます。

【許可の取消し等】（法第25条）

- 県（政令市）は、汚染土壌処理業者が許可の要件に適合しなくなった等において、その許可を取り消すことができます。

◎この他にも土壌汚染対策法に基づく各種の規制がありますのでご注意ください。



＜お問合せ先＞

山口県 環境生活部 環境政策課 水環境班
〒753-8501 山口市滝町1番1号
電話：083-933-3038



（2019年4月作成）